

湯之谷地域観光施設駐車場除雪業務委託仕様書

1 概要

本業務委託は、魚沼市委託契約条項（令和4年告示第159号）に定めるもののほか本仕様書に従い実施するものとする。

2 履行場所

魚沼市 湯之谷 地域

3 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 業務内容

下記の駐車場（以下「駐車場」という。）の出入口の確保と指定した駐車スペースの除雪及び排雪を行うものとする。

【駐車場除雪面積】 別紙、図面のとおり

- ・八崎駐車場 約 12,700 m²
- ・銀山平駐車場 約 2,300 m²
- ・ふれあい交流センターユピオ駐車場 約 800 m²
- ・折立トレーニングセンター駐車場 約 900 m²
- ・道の駅ゆのたに駐車場 約 4,000 m²

【作業内容】

- ・八崎駐車場 通常除雪作業・割込除雪作業
- ・銀山平駐車場 通常除雪作業・割込除雪作業
- ・ふれあい交流センターユピオ駐車場 通常除雪作業
- ・折立トレーニングセンター駐車場 通常除雪作業
- ・道の駅ゆのたに駐車場 通常除雪作業・排雪作業

【作業方法等】

- ・通常除雪作業は、「夜間・早朝」及び「深夜」においては除雪ドーザ等で積もった雪を堆雪場所付近に集め、ロータリー除雪車等で堆雪場所に集積する。「日中」においては駐車場出入口及び駐車場内の通路部分の除雪を行う。
- ・割込除雪作業は、バックホウで崩した雪を、除雪ドーザ等で堆雪場所付近に集め、ロータリー除雪車等で堆雪場所に集積する。
- ・八崎駐車場においては、概ね1月上旬から3月上旬までの間、原則作業を行わない。
- ・銀山平駐車場においては、概ね12月上旬から3月上旬までの間、原則作業を行わない。
- ・道の駅ゆのたに駐車場においては、除雪作業により堆雪場所に集積した雪をバックホウ等で崩し、ダンプトラックに積み込み、所定の排雪場所まで搬出を行う。

5 除雪作業の形態

発注者は、除雪作業を次表の作業形態で受注者に委託するものとする。

区分	作業形態	作業内容
駐車場除雪 及び排雪	借上委託	受注者の除雪機械及び作業員で、発注者の指示により除雪 及び排雪を行う。

6 除雪機械の条件及び委託業務実施基準

(1) 除雪機械は次の規格以上のものを使用すること。

通常除雪作業

施設名	除雪機械の規格
八崎駐車場	除雪ドーザ 13t 級 ロータリー除雪車 300ps 級
銀山平駐車場	除雪ドーザ 13t 級 ロータリー除雪車 300ps 級
ふれあい交流センターユピオ駐車場	除雪ドーザ 11t 級 ロータリー除雪車 250ps 級
折立トレーニングセンター駐車場	除雪ドーザ 11t 級 ロータリー除雪車 250ps 級
道の駅ゆのたに駐車場	除雪ドーザ 11t 級 ロータリー除雪車 250ps 級

割込除雪作業

施設名	除雪機械の規格
八崎駐車場・銀山平駐車場	除雪ドーザ 13t 級 ロータリー除雪車 300ps 級 バックホウ 0.8 m ³ 級 重機運搬 20t (20km 以下)

排雪作業

施設名	除雪機械の規格
道の駅ゆのたに駐車場	除雪ドーザ 11t 級 バックホウ 0.5 m ³ 級 バックホウ 0.8 m ³ 級 ダンプトラック 10t 積 ダンプトラック 12t 積 重機運搬 12t (20km 以下) 重機運搬 20t (20km 以下)

- (2) 早朝の通常除雪作業は、駐車場内の積雪が10cm以上の場合に実施し、概ね午前7時30分までに完了させるものとする。
- (3) 日中の通常除雪作業は、積雪により駐車場内の自家用車等が走行不能になるおそれがある場合で、発注者からの連絡を受けたときに実施するものとする。

7 一冬の除雪作業予定数量

通常除雪作業

施設名	区分	作業回数	作業時間	
			除雪ドーザ	ロータリー除雪車
八崎駐車場	日中	3回	1.5時間	2時間
	夜間、早朝	10回	1.5時間	2時間
	深夜	1回	1.5時間	2時間
銀山平駐車場	日中	2回	30分	30分
	夜間、早朝	5回	30分	30分
	深夜	1回	30分	30分
ふれあい交流センターユピオ駐車場	日中	8回	30分	30分
	夜間、早朝	20回	30分	30分
	深夜	1回	30分	30分
折立トレーニングセンター駐車場	日中	5回	30分	30分
	夜間、早朝	10回	30分	30分
	深夜	5回	30分	30分
道の駅ゆのたに駐車場	日中	14回	1時間	30分
	夜間、早朝	20回	1時間	30分
	深夜	5回	1時間	30分

割込除雪作業

施設名	区分	作業回数	作業時間			
			除雪ドーザ	ロータリー除雪車	バックホウ	重機運搬
八崎駐車場・銀山平駐車場	日中	15回	8時間	8時間	—	—
	夜間、早朝	1回	1時間	1時間	—	—
	深夜	1回	1時間	1時間	—	—
	日中	10回	—	—	8時間	—
	—	4回	—	—	—	○

排雪作業

施設名	区分	作業回数	作業時間				
			除雪ドーザ	バックホウ	ダンプトラック	誘導員	重機運搬
道の駅ゆのたに駐車場	日中	1回	3時間	3時間	4時間	6時間	○

- (1) 契約は、各機械等（オペレーション助手付き）の作業時間帯ごとの1時間当たりの単価契約とする。
- (2) 予定数量は、契約期間内においてその数量を保証するものではなく、実際の数量が増減した場合及び前記の規格以外の機械を使用した場合でも契約単価は変わらないものとする。ただし、大幅な増減が生じた場合は、発注者と受注者協議の上、決定することができる。

(3) 時間帯区分

区 分	時 間 帯
日 中	8:00～17:00
夜間、早朝	17:00～22:00、5:00～8:00
深 夜	22:00～ 5:00

8 提出書類

- (1) 受注者は、契約後に次の事項が分かる書類を提出するものとする。
- ①緊急時の連絡方法及び連絡先
 - ②予定しているオペレーターの氏名及び保有する免許の種類
- (2) 受注者は、1か月ごとに作業報告書及び作業前・作業後の写真を提出するものとする。ただし、発注者が必要でないと認めるときは、この限りでない。

9 安全管理

作業の安全管理については、全て受注者の責任において行うものとし、事故を未然に防ぐよう徹底するものとする。

10 損 害

委託業務の実施について生じた損害は、全て受注者の負担とする。

受注者は、委託業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、速やかにその旨を発注者に報告し、その損害を賠償しなければならない。

11 業務の中止

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、委託業務を中止することができる。この場合において、委託業務の中止により受注者が損害を受けたとしても、受注者は、発注者に対してその補償を請求することができないものとする。

- (1) 受注者の責めに帰する理由により委託業務を完了しないとき、又は完了する見込みがないと認められるとき。
- (2) この仕様書に定める内容に違反したとき。

12 委託料

委託料は、作業時間帯ごとの1時間当たりの単価に発注者の確認した実稼働時間を乗じて得た額に消費税相当額を加算した額とする。

(1) 実稼働時間

除雪機械が連続して除雪作業を行っている時間であり、作業中断時間は控除する。

暖機運転は、一稼働当たり15分を実稼働時間に加えることができる。

(2) 計算単位

各時間帯区分の1か月の延べ実稼働時間に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数が30分以上の時は1時間とし、30分未満の時は切り捨てるものとする。

13 委託料の支払

月払いとし、各月の業務完了報告及び検査合格後、適法な請求書を受理してから30日以内に支払うものとする。

14 その他

(1) 本業務を実施するに当たり、発注者は、詰所待機等に伴う受注者への補償料及び委託料を原則、支払わないものとする。

(2) この仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、発注者と受注者協議の上、決定するものとする。